

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>るが、高額のエアコンについては、取付形態に応じて、備品原簿もしくは公有財産台帳の注記情報に登載すべきものと考えられる。備品原簿又は公有財産台帳へ記載されたい。</p> <p>3.3.3. 山梨県総合農業技術センター 山梨県総合農業技術センター・資産活用課 No54 備品の適正管理について（指摘事項） 令和2年度に備品原簿に登録すべき項目（ガラスハウス気象観測センサー交換）が需用費（修繕費）として処理され、備品原簿へ適正に登録されていないことがあった。適正な物品管理の観点から、物品の区分の管理が適切に機能するように改善された。</p> <p>山梨県総合農業技術センター No55 農産物の販売管理について（意見事項） 農産物等の販売について、販売する生産物の受入数量を口頭のみで報告し、数量を確認した証跡が存在していない等チェック体制が不十分であり、その受入数量について誤謬または不正が生じる可能性が高い。内部統制上のリスクが存在することから、受け入れについてデジタルチェックを行う証跡を残す等、そのリスクを軽減することを要望する。</p> <p>山梨県総合農業技術センター No56 給与計算の検証作業の効率化について（意見事項） 給与計算の検証作業において、システムからの出力で確認できる帳表について別にExcelで資料を作成し検証を行っているため検証作業の不効率が生じている。効率的・経済性の観点からシステムの運用マニュアル及び帳票類の確認等徹底されることを要望する。</p> <p>3.3.4. 専門学校山梨県立農業大学校 専門学校山梨県立農業大学校 No57 生産物の販売委託先への納品書控えの連番管理について（意見事項） 専門学校山梨県立農業大学校は、大学校敷地内の農場にて生産された農産物の委託販売を行っているが、生産物の販売委託先への納品書控えについて、保管のための穴あけ位置が連番の付されている箇所と被っており連番が確認できない。納品伝票の連番については、支払精算書と突合することができただけでなく、不正を防止する牽制機</p>	<p>販売する生産物の受入数量を書面で報告することとし、報告を受けた部署が確認すること、受入についてデジタルチェックを行い、証跡を残す体制とした。</p> <p>給与計算の検証作業について、システムから出力される「報酬内訳表」と同一資料をExcelで作成することを取りやめ、システムから出力できる「個人別賞金台帳」等の帳票をデータベースとして検証することとした。</p> <p>新たに伝票を作成する際、連番に被らないよう余白を大きくとった様式に変更したが、さらに連番管理を徹底するため、納品伝票の取り扱いに関する規程を設けることとした。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>能を有することから、連番が適切に把握できるよう穴あけ位置をすらすらととも連番管理の徹底を行うよう要望する。</p> <p>専門学校山梨県立農業大学校 No58 大学校直売所での生産物販売管理について（指摘事項） 大学校直売所での生産物販売に当たって販売日ごとに出力されるレジジャーナルの保管ルールが整備されていない。レジジャーナルを含めた書類の保管を行うこと、第三者による事後検証を可能にするのみでなく、牽制機能から不正防止にも資するものと考えられることから、レジジャーナルの保管ルールを整備しレジジャーナルの保管を徹底されたい。</p> <p>専門学校山梨県立農業大学校 No59 毒劇物の受払簿について（意見事項） 大学の薬品庫において保管している毒劇物の受払簿について、定期的に残高検証（現物確認）を実施している証跡が見られなかったことから、定期的に現物確認を行い受払簿の残高確認を行うこと。また、農薬について受払簿がないため、受払簿の整備及び残高確認実施の徹底をされた。</p> <p>専門学校山梨県立農業大学校 No60 備品の現物チェックの形骸化について（意見事項） 備品については年に一度の現品確認を実施する際に備品シールの貼付けについて再度確認することとなっているが、備品シールが貼付されていない備品があった。備品の現物確認に当たって、備品シールの添付を徹底されたい。また、担当部署の現物確認の際には、例えばローテーションで総務課員が立会いを行うなど、適切な備品管理が担保される体制づくりを検討されるよう要望する。</p> <p>3.3.5. 山梨県果樹試験場 山梨県果樹試験場 No61 備品の現物チェックの形骸化について（指摘事項） 備品の現物チェックが適切に行われていないことよって、ないものがある、あるいは、あるものがないことになってしまいうことになり、備品を正しく管理できないことが問題である。備品の現物</p>	<p>調査後、農薬の受払簿を整備し、毒劇物及び農薬の在庫確認を年1回行うこととしたが、令和4年5月からは在庫量を記録・確認できる様式に受払簿を変更し毎週在庫確認を行っている。</p> <p>備品の現物確認は総務課員を含む複数の職員で行い、シール貼付等の備品管理を適切に実施することとした。</p> <p>令和3年7月31日を基準日とする備品原簿と現物の照合からは、所管する備品の管理責任者を定め、各担当が主体となり、複数人で現品確認を行うとともに、所在が特定</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>チェーンの形骸化を是正するために基準の見直しと実効性のある現物管理を実施されたい。</p>	<p>できる資料を作成し、次年度に引き継ぐ体制を整備している。</p>
<p>山梨県果樹試験場 No.62 生産物単価の取り決め方法について (意見事項)</p> <p>試験研究等に使用されなかった余剰生産物における売り払い収入の単価の取り決め基準が曖昧であり、文章等での決定過程を記録していないことから、第三者による適正性が判断できないよう、生産物売り払い収入の単価の取り決め方法の標準化を要望する。</p>	<p>令和 3 年度以降は、第三者による適正性の判断が可能となるよう、生産物を販売する際に、単価の根拠資料を必ず作成することとしている。</p>
<p>3.4. 土地改良区 耕地課 No.63 土地改良区の効果的な検査について (意見事項)</p> <p>土地改良区等への検査の実施にあたっては、一律に3年ごとのローテーションとすることや全ての検査項目に対して総合的に検査を実施することや、画一的な検査アプローチとなつていて、検査対象の選定、検査実施項目について、リスクのある又はあると認められる地区や検査項目に対して重点的に検査資源を投入するリスクアプローチの観点を導入し、効率的な検査実施を再検討することを要望する。</p>	<p>令和 3 年 11 月に土地改良区等検査実施要綱及び土地改良区等検査実施要領を一部改正し、書面検査の導入及び小規模土地改良区の提出資料の一部省略を実施した。また、問題がある土地改良区に対しては随時検査できることとなつており、これによりメリハリのある検査実施が可能となつている。今後も担当者会議等において効率的な検査方法を検討していく。</p>
<p>耕地課 No.64 土地改良区の検査証拠について (意見事項)</p> <p>土地改良区等への検査は、検査実施要領に基づき、対象土地改良区より検査事前提出資料の事前提出を受け、土地改良区検査事項別検査書の各検査項目を基盤として実施しているが、検査事項別検査書では、具体的な検査手順内容及びその結果の判断までの過程を確認することができない。検査を実施するに当たり、具体的な検証実施手順、閲覧した資料の確認箇所、質問及びその回答内容など、重要な検査証拠を書面等に記録保管し、検査実施翌等で共有すること、次回(来年度)以降の検査手続きの効率的かつ効果的な実施に資するよう要望する。</p>	<p>検査の実施にあたっては、担当者は具体的な検証実施手順、閲覧した資料の確認箇所、質問及びその回答内容など、重要な検査証拠を検査書等に記録することとした。また、それらの書類は農務事務所内で保管し、後任者への引継を確実に行うこととしている。</p> <p>上記のことについては令和 3 年度の担当者会議で情報共有を行い、実施することとしており、今後担当者会議等において効率的な検査方法を検討していく。</p>
<p>耕地課 No.65 土地改良区の検査ノウハウの向上について (意見事項)</p> <p>土地改良区等への検査の実施にあたって、検査</p>	<p>各農務事務所担当者が検査に係る意見交</p>
<p>指摘事項及び意見事項 (要旨)</p> <p>担当者で実施する研修の度合いが必要であり、農林水産省で実施する研修のみでは、検査意識や検査スキルが十分習得されなため、検査担当者間のみではなく、各農務事務所において、検査事例研修や意見交換のためのチームミーティングを定期的に実施し、検査に対する意識や検査スキルの継続的な向上に努めるよう要望する。</p>	<p>換や情報共有を行うことで、検査意識や検査スキルを向上させることを目的の一つとした土地改良区指導担当者会議を、令和 3 年度は 9 月、12 月の 2 回実施した。今後も各農務事務所担当者の検査意識や検査スキル向上のため、事例研修や意見交換を継続して実施していく。</p>
<p>3.5. 工事入札 耕地課 No.66 農政部の一般競争入札について (意見事項)</p> <p>農政部の一般競争入札で 1 者入札が多発している。県は一般競争入札を実施することで複数の入札者が価格や技術力で切磋琢磨した結果、高品質なものを適正な価格で調達することを予定しているものであり、1 者入札が多発している要因を分析し、分析を踏まえて現在の入札方法の改善を要望する。</p>	<p>1 者入札の要因としては、1 社あたりの技術者が少なく、同時に受注できる工事本数が限られ、多くの入札への参加が困難であることが考えられる。</p> <p>建設資材、労働者等の確保が計画的にできるように、着手までの 60 日以内に技術者を配置すれば良い余裕期間制度の活用を推進することにより、企業の入札参加を促していく。</p>
<p>耕地課 No.67 1 者入札の一般競争入札総合評価方式について (意見事項)</p> <p>一般競争入札総合評価方式において、1 者であったも技術提案の審査を実施して「総合評価落札方式に関する評価調書」を作成し開示しているが、技術力評価を行っても競り相手がいない以上、複数の応札者の総合評価と同様の手続きを行うことは効率的ではないため、事務コスト削減のため、より効率的な運用を要望する。</p>	<p>入札を行った者が 1 者 (1 者入札) であった場合は、発注者及び入札者の事務負担を軽減し運用の効率化を図ることが必要であることから、「配置予定技術者のヒアリング」の評価を省略することとし、令和 4 年 4 月 1 日以降に公告する案件から適用していく。</p>
<p>3.6. 出資法人 3.6.1. 公益社団法人山梨県畜産協会 公益社団法人山梨県畜産協会 No.68 固定資産の経理処理について (指摘事項)</p> <p>令和 2 年 8 月 20 日に購入しているワゴン、椅子、収納什器について、1 つあたり 10 万円未満にかかわらず、10 万円以上の札と一緒に総額で固定資産に計上している。経理規程に従って適切に資産計上すべきである。</p>	<p>公益社団法人山梨県畜産協会において、当協会監事に相談し、令和 2 年分の減価償却費計上分と令和 3 年以降の固定資産から除いた資産分(当該資産)の損金算入分について令和 4 年度の決算で修正する。</p>
<p>公益社団法人山梨県畜産協会 No.69 法人のホームページを更新することを要望する (意見事項)</p> <p>法人のホームページが存在するものの掲載さ</p>	<p>公益社団法人山梨県畜産協会において、</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>れている情報が古く、ホームページに最新の情報を掲載する必要があると考える。法人のホームページはできるだけ遅滞なく最新情報を掲載されたい。</p> <p>3.6.2. 公益財団法人山梨県農業振興公社 公益財団法人山梨県農業振興公社 No.70 農地中間管理事業の業務の効率化について（意見事項） 農地中間管理事業における事務精度の向上及び業務の効率化に向けて、導入した管理システム機能の十分な活用及び現状の紙面による手続きについて、業務の電子化を進めることを要望する。</p>	<p>随時更新型のホームページに修正し職員全体で管理することと、最新の情報を随時掲載できる仕組みとした。併せて検索エンジンで抽出されるよう登録サイトの変更も行った。</p> <p>公益財団法人山梨県農業振興公社において、管理システムを活用し、農地の貸借に必要な添付書類の一部を電子化した。今後も引き続き事務の見直しを行い、さらに電子化が進められるよう令和4年度中に関係機関と検討することとした。</p>
<p>3.6.3. 公益財団法人山梨県子牛育成協会 公益財団法人山梨県子牛育成協会・畜産課 No.71 公有財産台帳への登録について（指摘事項） 山梨県立八ヶ岳牧場の管理に関する基本協定書に、子牛育成協会の費用と責任で行っている施設等の修繕等については県の資産であることが明示されているにも関わらず、帳簿上子牛育成協会の資産として計上がなされている。また、山梨県の公有財産台帳への登録が漏れているため、公有財産の現況を適切に表示しているとはいえず、適正な財産状態を表示するよう、適切な事務処理の執行をされたい。</p>	<p>基本協定書に基づき、修繕等を行った県施設については、子牛育成協会の固定資産台帳から削除するとともに、公有財産の現況を適切に表示するため、県の公有財産台帳における建物注記欄に記載するよう見直しを行った。</p>
<p>公益財団法人山梨県子牛育成協会 No.72 インターネットバンキングの管理について（意見事項） インターネットバンキングの処理に関して同一の担当者が担当者及び管理者のパスワードを管理しており、実質的に一人の判断で送金処理を行うことができる体制となっている。複数人による内部牽制を働かせることが不正・事故等が発生しないためには重要となり、内部統制上のリスクがあることから実施者と承認者を明確に区分し、そのリスクを軽減することを要望する。</p> <p>3.6.4. 公益財団法人山梨県馬事振興センター 公益財団法人山梨県馬事振興センター No.73 施設使用券の取扱について（意見事項） 10枚綴りの施設使用券について一般に公表さ</p>	<p>公益財団法人山梨県子牛育成協会において、担当者とは別に管理者が自らパスワードを管理し最終確認及び帳簿処理をするなど、複数人が関与する中で適正な事務処理が行える体制を整えた。</p> <p>公益財団法人山梨県馬事振興センターに</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>わておらず使用者が事実上限定されていること、使用期限の定めがないこと、また1枚当たり1,000円で1日中センターの施設を利用できる（券面に詳細の取扱規定の記載がない）点を考慮すると割安であると考えられるため、公平性の点から疑義がある。当該使用券の今後の取り扱いについて、施設使用券をホームページ等で公表し、広く一般向けに販売すること等を検討されることを要望する。</p>	<p>において、施設使用券について、公平・公正に利用できるよう使用範囲や使用対象者、使用期限など整理するとともに、ホームページに掲載し一般に公表することで、多くの人々が利用できるように対応した。</p>
<p>公益財団法人山梨県馬事振興センター No.74 備品管理の適正化について（意見事項） 現状、備品の管理ルールが整備されていないが、備品の管理状況の把握、使用可能性の確認及び実在性担保の観点から適切な管理手順を設け、当該手順をルール化し運用される必要がある。</p>	<p>公益財団法人山梨県馬事振興センターにおいて、備品について適正に管理するよう、備品ゾールの活用や定期的な現物確認など運用ルールを整備した。</p>
<p>公益財団法人山梨県馬事振興センター No.75 長期滞留未収金について（意見事項） 未収金に、1年超回収が滞っている債権（令和元年度・馬運車維持管理費負担金：359,038円（R2.3.31時点））がある。資金回収に向けて所定の手続を実施することと、回収不能であれば原則として不納欠損等の処理をするよう要望する。</p>	<p>公益財団法人山梨県馬事振興センターにおいて、回収の進捗を進め、令和4年3月15日に回収した。</p>
<p>公益財団法人山梨県馬事振興センター No.76 固定資産計上について（指摘事項） 資本的支出として固定資産に計上すべき厩舎への供給用井戸ポンプの交換工事費が、修繕費として費用処理されている。見積書等から工事内容を確認し、修繕費等として一括費用処理するか、固定資産として資産計上すべきか精査し、適正に処理されたい。</p>	<p>公益財団法人山梨県馬事振興センターにおいて、供給用井戸ポンプは厩舎への給水設備の一部品であり、その交換であることから監事である公認会計士と検討した上で修繕費とした。今後は設備の部品交換については内容や金額等を勘案し適正に処理する。</p>
<p>3.6.5. 株式会社山梨食肉流通センター 株式会社山梨食肉流通センター No.77 在庫水増し問題（水増し額34,633千円）への対応について（指摘事項） 甲州牛偽装問題に關する再発防止策と、平成30年3月期中に発覚した在庫水増し問題（水増し額34,633千円）につき内部調査委員会で提示された対応策について、社内での内部統制を構築し、その具体的な実施過程のレポートを作成し、その上、改善の進捗状況を県民に随時公表されたい。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、令和3年9月の検査の後、社内での内部統制を構築し、レポートとして経営再建のための経営大綱を令和3年11月26日に策定し同年12月3日に公表した。今後は報告書で定めた再発防止策を適切に実施し進捗や効果について随時ホームページへの掲載等を行っていく。</p>

指摘事項及び意見事項 (要旨)	講じた措置 (又は今後の方針等)
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.78 会社のガバナンスについて (指摘事項) 在庫水増し問題に対して、会社のガバナンスを指導する立場である県の法人所管課である畜産課による指導不足があった可能性がある。指導担当課として同社への今後のモニタリングを強化されたい。</p>	<p>総会や会議などの機会を捉え、センターの課題や問題点の把握、運営状況の確認などを行ってきたが、さらに毎月会計関係書類により収入・支出、在庫の状況などを確認するほか過去に発生した問題の対応状況を確認するなどモニタリングを強化していく。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.79 出資法人の経営評価について (意見事項) 出資法人の経営評価書に関して、平成 30 年 3 月期中に発覚した在庫の粉砕があったにもかかわらず、この点に関して一切の記載が無く、直近期に至るまで内部統制(組織運営の適正性)の評価が満点であり続けていることは妥当な自己評価とは言えない。指導担当課や経営評価委員会等において深慮のある監査がなされ、法人に対する適切な評価がされていたか疑念があり、適切な評価を要望する。</p>	<p>組織運営の適正性に係る評価について、令和 3 年 11 月に策定した経営再建のための経営大綱で分析した問題発生の要因と再発防止策の進捗状況を適切に判断した上で、株式会社山梨食肉流通センターにおいて、課超やその対応を反映し適正な自己評価を行うとともに、指導担当課である畜産課として深慮ある監査を行いセンターに対して適正な評価を行う。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.80 決算情報の開示について (意見事項) 法人のホームページにおいて株主資本等変動計算書が開示されていないため、34,633 千円の重要な誤謬に関する開示が十分になされていない。損益決算書のみと比較では過去の期限切れによる重大な損失が反映されてこなかったため、利害関係者の判断を誤る可能性もある。決算状況については利用者の判断を誤らせないよう網羅的に十分な情報開示を要望する。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、会社法に定めるとおり貸借対照表及び損益計算書を告示するとともに、さらにセンターの運営状況等が分かるよう、株主資本等変動計算書等についてホームページに必要な情報の開示を行った。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.81 食肉業界の出資者の扱いについて (意見事項) 出資者のうち 1,500 株 (75,000 千円) は、食肉業界(会社の取引企業)の個人会員が出資者として組織した任意団体となっており、優越的地位、出資の私戻の扱い、手続の合規性等、いくつかの議論が生じ得ることから、会社にとって様々なリスクを生んでいると言える。組織改革を進める中でこれらに対処することが求められる。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、出資者である食肉業界が組織した任意団体の取り扱いについて、センターの顧問会計士や関係者等と確認しながら令和 4 年度から整理していく。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター 指摘事項及び意見事項 (要旨) No.82 役員変更登記について (指摘事項) 令和 3 年 3 月及び 5 月の株主総会において、役員の新任又は重任がなされているが、令和 3 年 9 月の往査時点では役員の変更登記が行われていなかった。役員変更登記を迅速に行われたい。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、令和 3 年 12 月 28 日に役員変更登記の手続きを行った。今後は会社法の規定を遵守し迅速に処理していく。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.83 決算書類の表示の継続性について (意見事項) 平成 31 年 3 月期の決算書において、消費税等の精算額を示す未収消費税等が「未収入金」に含まれている。一方、翌令和 2 年 3 月期は「未収消費税等」の科目を使用して独立掲記しており、決算書類表示の比較可能性が確保されていない。比較可能性を確保するため、決算書類の表示の継続性を要望する。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、センターの顧問会計士と相談した上で、これまでと同様に消費税等の精算額は未収入金に含めることとし、決算書類について表示の継続性を確保するとともに期別の比較ができるように対応した。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.84 税負担軽減のための資本戦略について (意見事項) 同社は、資本金が 1 億円を超えていることから、法人事業税は外形標準課税が適用される法人となる。同社の現状の所得水準であれば、資本金 1 億円以下の法人と比較して、法人事業税に法人税・法人住民税を含めた総合的な税負担は過大になっている可能性があるため、税負担軽減のための資本戦略の検討を要望する。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、センターの顧問会計士と協議し、株主や関係者の意見等も確認しながら令和 4 年度から検討していく。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.85 現金在高表の管理運用方法の改善について (指摘事項) 現金在高表については、金庫とレゾのそれぞれ現金在高を担当者が実査し、両者の合計額を記載したものを作成しているが、後に消書したものを再度作成し、この消書した硬票について上席の承認を得ている。しかし、支払いのためいったん出金した支払いが行われなかったものを、実査した在高表に手修正により記入されているため、実査した際の在高表と消書し上席の承認を受けた在高表で金額が不一致のものがあった。現金在高表の管理運用方法の改善を求める。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、一日の現金出納業務が終わったタイミングで現金実査を行い、消書せずに実際に実査した現金在高表で処理を進めるほか、複数人数でチェックするなど正確に管理できるよう運用方法を改善した。</p>
<p>株式会社山梨食肉流通センター No.86 廃棄処理在庫の証拠保存について (意見事項)</p>	

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>賞味期限切れのため、廃棄した在庫については、業務の透明性確保の観点や税務上の適切な処理の観点から、廃棄業者の証明書類や廃棄時の写真等、廃棄したことが客観的に明確となるような外部証拠を何らかの形で保存することを要望する。</p>	<p>株式会社山梨食肉流通センターにおいて、山梨県食肉衛生検査所の指導により、賞味期限切れの製品を廃棄する際は廃棄担当者名並びにレンダリ業者担当者名の署名が記載された製品廃棄確認書を作成し、伝票と一緒に保管するよう改善した。</p>

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番